

令和8年度公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事業計画書

（事業運営方針）

岐阜県生活衛生営業指導センター（以下「県指導センター」という。）は、平成25年4月から「公益財団法人」として発足して以来13年が経過し、これまで公益財団法人としての基幹である、生活衛生における公益目的事業を積極的に推進してきたところである。

また、生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）自体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）第57条の3に基づく知事の指定機関であり、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興を図っていく上で、重要な役割を担っている。

生衛業は、住民生活に密着した不可欠な産業として安全・安心なサービスの提供を求められている。生衛業の振興を図ることが、地域住民の暮らしや雇用を支えるなど地域経済の活性化に繋がるものである。

現状、生衛業を取り巻く社会環境は、大きく変化している。消費生活の多様化、健康・環境問題等への対応を迫られる中、長期に及んだコロナ禍は、地域住民の生活様式の変化のみならず生衛業者への厳しい経営環境をもたらし、経営の在り方やサービス提供の内容にも大きな影響を与えたところである。

指導センターは、こうした状況を十分に把握・分析するとともに、生衛業者への収益力向上に向けた支援策に繋がるべく適切な相談・指導事業を着実に実施することが求められている。また、生衛業へのデジタル化の促進・HACCPの実施・SDGs・地域包括ケアシステム推進への対応等の取り組み支援も求められている。

一方、全国的に、生衛業は、超高齢化社会の進行に伴う営業者の高齢化、後継者難・不足による廃業、さらには、コロナ禍、物価高騰等の影響による廃業も増加している状況にある。このため、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）の組合員が減少し、生衛組合の存続が大きな課題となっている。指導センターとしては、脆弱化が進行している生衛組合の組織基盤の強化及び組合活動活性化についての支援を一層強力に推進していくことが重要である。

県指導センターとしては、上記事項を踏まえて、生衛業の振興・経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者の利益擁護を図るべく各種の施策に取り組んでいく所存である。

このため、生活衛生関係行政機関の指導を受けながら、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）、各生衛組合及び株式会社日本政策金融公庫等との連携を密にして、令和8年度においては、県指導センター定款で定める次の事業を中心に事業を展開することとする。

- (1) 生衛業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談指導
- (2) 利用者又は消費者の生衛業に関する苦情処理及び営業者等の指導
- (3) 標準営業約款に関する登録及び利用促進等
- (4) 生活衛生関係に関する講習会、講演会等の開催
- (5) クリーニング業法に基づくクリーニング師等に対する講習会の実施
- (6) 生活衛生関係に関する情報の収集及び提供等

(各種事業の概要)

1 会議開催

県指導センターの活発な事業活動を推進し、適正な事業運営を図るため、理事会及び評議員会を次のとおり開催する。

- 理事会 年2回（R8年5月、R9年2月）
- 評議員会 年2回（R8年6月、R9年3月）

2 相談指導事業

生衛業者に対し、経営の健全化、振興、生産性向上等に関する相談、指導・助言を行うとともに、生衛業に関する利用者・消費者からの苦情相談に対応する。

(1) 生活衛生関係窓口相談事業

生活衛生営業経営指導員（以下「指導員」という。）3名を配置した相談窓口を設置し、面接、電話及び巡回訪問等を通じて生衛業者への相談、指導・助言を行う。

- 常設相談（当指導センター事務所内）

(2) 移動相談室設置事業

県内生衛業者の相談をより広く応じるため、下記地区において地区相談会を開催し、指導員及び中小企業診断士等の専門家を派遣し相談、指導・助言を行う。

- 地区相談会
 - ・開催場所 岐阜地区、西濃地区、中濃地区、東濃地区、飛騨地区 5会場
 - ・開催時期 令和8年8月～10月

- 税務相談会

生衛業者の適切な税務処理に対処するため、税理士会の協力を得ながら、税理士の派遣を受け下記県内7税務署管内で開催する。

- ・開催場所 岐阜北、岐阜南、大垣、関、多治見、中津川、高山
- ・開催時期 令和9年2月

(3) 経営支援相談会

国、県等が実施する経済諸施策に対応した相談会を随時開催する。

(4) 消費者コールセンター事業

消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備して、生活衛生関係分野の質の向上を図る。

- 消費者・利用者からの苦情相談対応
 - ・消費者・利用者からの苦情、各種問い合わせ情報等については、関係者や生活衛生業界団体に連絡（情報提供）し、連携して適切な相談処理を行う。
- 消費者コールセンター事業連絡会議
 - ・学識経験者、消費者、行政代表、事業者団体等で構成する連絡会議を開催する。
 - * 生衛業に関する苦情の収集・分析
 - * 利用者・消費者からの苦情相談及び営業者からの利用者・消費者への対応についての相談に適切に対応できる体制整備について検討・協議

3 関係機関との連携・調整事業

生衛業の経営の安定化、現状、課題点及び対策等についての情報交換等を目的に行政機関や専門家、事業者団体等関係機関で構成する会議を随時開催するとともに、生衛業の活性化に繋がる事業を展開し衛生水準の確保・向上を図る。

- 生衛組合理事長等会議の開催
- 衛生水準の確保・向上推進会議の開催
- 全国指導センターと連携し、生衛業者の収益力の向上、生衛組合の活性化に向けた事業の実施

4 研修講習事業

生活衛生関係者の知識の向上を目指した研修会、講習会を開催する。

(1) 生活衛生営業経営特別相談員研修会

知事から委嘱を受け、生活衛生に関する指導等を行う生活衛生営業経営特別相談員（以下「特別相談員」という。）に対し、必要な専門知識の充実と資質の向上を図るため、研修会を開催する。また、新たに委嘱される特別相談員に対しては、養成講習会を開催する。

- 特別相談員研修会 2回（岐阜地区、飛騨地区で開催）
- 特別相談員養成講習会 1回（岐阜地区で開催）

(2) 法定講習：クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

消費者等の利益擁護を目的とした高度な専門知識を醸成するため、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修会及び業務従事者講習会を開催する。

- クリーニング師研修 3回（岐阜地区、東濃地区、飛騨地区で開催）
- 業務従事者講習（通信講習）

5 後継者育成支援事業

若年者を中心とした県民への生衛業に対する職業観の意識向上と就業促進に繋げるとともに、生衛業界全体での後継者育成を図ることを目的に、希望する学校等に出向いて生衛業の「職業体験」学習を実施する。

6 標準営業約款登録事業

消費者等の利益擁護の観点から理容、美容、クリーニング、一般飲食店営業の標準営業約款登録（S マーク）の周知及び登録事務を実施し、利用者に対して登録制度の利用促進啓発を行う。

7 情報の調査及び提供事業

（１）調査等事業

生衛業の利用者、一般消費者の利益の擁護と生衛業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図るために、生衛業者の営業状況に関する経営状況調査等を随時実施して、その結果について広く情報提供を行う。

- 経営状況調査、景気動向調査、その他調査の実施及び結果の情報提供

（２）センターだよりの発刊

機関誌「ぎふセンターだより」を発刊し、生活衛生・消費生活に関する情報や生衛業の動向、経営の健全化等に関する情報を関係者や一般県民向けに発信する。

- 発行回数 年2回（夏、冬）
- 発行部数 各々約6千部程度

（３）その他随時の情報提供

- 県指導センターホームページを活用して、国、県、全国指導センター等からの最新の生活衛生関連情報の収集を行い、広く一般に提供
- 生衛業の健全な発展と活性化のためにパンフ等による啓発活動
- 当指導センター及び生衛組合の認知度向上を図るための広報・啓発活動